

全ト協発第226号(輸)

令和元年8月6日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



「国際海上コンテナ専用セミ・トレーラの運行について」の一部改正について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年3月の道路法改正により創設された重要物流道路制度により、道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナ車(40f背高)については、許可を必要とせずに通行できる措置が講じられ本年7月31日から運用が開始されました。許可不要で通行する場合には、国土交通大臣が定める書類を車両に備え付けることが必要とされており、下記内容のとおり示されたことが改正の主旨となっております。

つきましては、貴協会傘下の関係会員事業者に対し周知・指導等いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 国土交通大臣が定める車両に備え付けることが必要とされる書類(1)又は(2)
 - (1) 現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証(EIR)
 - (2) 車両を運転する者に対して運搬を指示する書面(運送作業指図書、運送指令書など)
2. 上記書類に必要な記載項目(1)～(5)の全て
 - (1) コンテナを輸入又は輸出するための運搬である旨の記載
 - (2) コンテナの搬出若しくは出発又は搬入若しくは到着の場所及び日時(運送年月日)
 - (3) 荷主(送又は受)名
 - (4) コンテナの寸法
 - (5) 船積予定港又は揚予定港の名称
3. 添付資料
 - (1) 全ト協あて国交省通達【「国際海上コンテナ専用セミ・トレーラの運行について」の一部改正について】
 - (2) 全ト協あて国交省通達【国際海上コンテナ専用セミ・トレーラの運行について】

○本件に関するお問い合わせ先：全ト協 輸送事業部 金子・安倍 TEL 03-3354-1038

以上

